



かわち

議会だより

第206号

平成 27年 8月 1日

発行 川内村議会事務局

TEL (0240)38-3803



▲宮古観光文化交流協会の職員より第一防潮堤上で津波の状況や復興概要説明
(写真右側が海、左側が国道45号線、写真右上奥 田老観光ホテル)

～次の定例議会は9月に開かれます～

お気軽に傍聴ください(定員30名です)。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴されたい方は議会事務局にお申し出下さい。

平成27年度

平成27年 第2回定例会
6月11日から12日まで開催

補正予算、条例改正など16議案が可決成立

平成27年第2回議会定例会は、平成27年6月11日から12日までの日程で開催された。今定例会では、平成27年度各会計補正予算5件・条例改正議案8件・条例制定議案3件が審議され、原案どおり可決成立した。

可決された主な議案

◆平成27年度川内村一般会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総額に3億1,124万円4千円を増額し、予算の総額を92億9,824万4千円とした。

◆平成27年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

人事異動により人件費を452万9千円減額した。

◆平成27年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,655万2千円とした。

◆平成27年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,949万1千円とした。

◆平成27年度川内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ75万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,139万円とした。

◆川内村議会委員会条例の一部を改正する条例

◆川内村いわなの郷施設の設置条例の一部を改正する条例

◆たかやま倶楽部設置条例の一部を改正する条例

◆川内村農作物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◆公有林野管理条例の一部を改正する条例

◆川内村木質チップ保管庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正条例

◆川内村介護保険条例の一部を改正する条例

◆川内村集会所等設置条例の一部を改正する条例

◆川内村複合商業施設の設置及び管理に関する条例の制定

◆川内村防災備蓄倉庫設置条例の制定

◆川内村自立支援ホームヘルプサービス事業手数料条例の制定



汚染土壌等の廃棄物の パイロット輸送について

本村の除染土壌等廃棄物のパイロット輸送が6月8日から開始されました。中間貯蔵施設予定地への輸送については、福島県、県内市町村及び関係機関から構成される輸送連絡調整会議での調整を経て、安全かつ確実な輸送を基本原則とした実施計画に基づき実施されます。実施内容につきましては、6月2日に環境省から正式発表され、貝ノ坂仮置場から1,600㎡の除染土壌等を1日当たり5台の10tダンプトラックが2往復し、1カ月程度をかけ輸送する予定であります。輸送にあつたつての安全対策は、輸送ルートには注意看板を設置し、狭い道路などには交通誘導員が配置されます。また、輸送車両の前後左右に「除去土壌特定廃棄物」の表示をすることにも、荷台をシートで覆うことで飛散を防ぐ対策がとられ

災害公営住宅について

本村では、原子力災害により、避難指示区域にある住民が安心して過ごせる住環境を整備し、避難先からの帰村を促進するため、国の認可を得て村内に災害公営住宅の整備を順次進めてきました。住宅の建設場所については、地域の利便性等を考慮し、下川内字宮ノ下地内に決定した経緯や、建設方法につきましては、機会があるごとに、議員の皆様にお伝え申し上げて参つたところでございます。本事業は、用地費や造成工事、給水設備工事、住宅本体の買収、外講工事等を合わせ、事業費総額 7億5千2百60万円を投資し、本年4月末を持って、全ての工事が完了いたしましたので、5月末よ

分収林立木の賠償について

り入居を開始しております。本村の分収林は、部分林や家経林など村民と分収造林契約のものと、公団など、公的機関との分収契約を締結した森林を合わせ、約760件で、その面積は4千6百ヘクタールでございます。東京電力は、去る3月19日に、本村全域の立木の財物賠償の受付を開始したことの発表がありました。今回の賠償は、住民に対する分収割合について賠償するものとされております。分収林は、契約後、相当な年月が経過するに伴い、課題が山積する状況にあることから、東京電力と対応策を協議しながら進めてまいりました。この協議の結果を踏まえ、5月17日に全村民を参集範囲とし、代表者や、構成員の変更手続き・賠償請求に関する説明会を開催いたしました。分収林の変更手続きにつきましては、立木の賠償のみならず、今後の森林管理や、将

道路の整備状況について

来において伐採され、得られた収益を分収割合に基づき、造林者への配分にも関わる重要な手続きであることを理解されたこと認識しております。今後におきましても、代表者や、構成員の変更手続きの詳細説明など、行政区等からの要請に応じ、職員を派遣して説明を行ってまいりたいと考えております。震災による路面の亀裂や段差等の損傷が生じた道路につきましては、国の「原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業交付金」により、毛戸川・吉野田和線など4路線の補修工事が完了いたしました。この事業に要する事業費は7千900万円です。また、震災前に着工した、道路改良工事 小塚・日山線は、震災により一時休工していましたが、国や県との協議により、平成26年度から工事を再開し、計画区間の改良工事は完了いたしましたので、本年度において舗装工事を実施する予定

でございます。

国・県道の整備につきましては、機会あるごとに議員の皆様方とともに要望活動を行ってきたところであります。主要地方道小野富岡線五枚沢工区につきましては、去る3月19日、トンネル及び橋梁工事の安全祈願祭が執り行われ、本年度末を目途に工事が進められております。さらに、吉間田工区につきましては、3月24日、交通困難箇所を回避したバイパスルートとなり、約1.2kmの開通式とともに、共用開始されました。国道399号につきましては、大きく分けると、本村に隣接する「戸渡工区」と、いわき市上小川地内の「十文字工区」に分けられ、トンネル化が計画されております。本村寄りの戸渡工区については、本年度より、トンネル抗口への取付道路工事が着工される予定で、今後本格的に工事が進められることになっております。十文字工区につきましては、本年4月15日、国の権限代行による整備が告示され、国直轄道路として早期の整備が図

られることになりました。
当該工区は、調査設計が完了し、本年度に国有林や保安林に係る関係諸手続きを行い、

教育委員会関係行政報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法
4月1日付けで施行されたこと
から、同法第1条の8第2
項に基づき村長と教育委員会
で構成する川内村総合教育会
議を4月6日に開催し、「川
内村教育大綱」を策定したと
ころでございます。本大綱の
策定によって、本村第四次総
合計画や当教育委員会基本方
針、いじめ防止対策推進法に
基づく小中学校のいじめ防止
基本方針との連携を図りつつ、
本村の教育環境の整備に努め
てまいる所存でございます。

認可が早ければ、本年度から
着手が予定されているようで
あります。

の一環として平成31年度から
小学校教育に英語が教科化さ
れる予定になっております。
県が主催する外国語、異文化
体験充実事業校に川内小学校
が採択され、今後3年間外国
人とのライブ授業や英語圏域
の外部施設で宿泊体験学習等
を実施することになりました。
復興子ども教室や本事業を
通して、復興人材とともにグ
ローバル社会で活躍できる人
材育成の礎を築いていきたい
と思っております。
双葉郡教育復興ビジョンの
柱の一つでもある中高一貫教
育については、高校部門のふ
たば未来学園高校が先行して
開校し、4月8日に入学式が
挙行されました。同高校は、
文部科学省からスーパーゲー
ローバルハイスクールの指定
を受けるとともに、郡内町村
立小中学校とはふるさと創造

学で連携することになり、将
来の復興人材の育成とその過
程における生徒たちの実践的
な学びによって地域を活性化
し、地域復興の相乗効果を期
待しているものでございます。

併設中学校については、同
敷地内に設置すべく設計要求
項目の検討を行っているところ
でございます。また、地域
と学校の交流拠点としてのカ
フェ、伝統文化や被災体験の
伝承、新たな産業の創造、防
災や減災機能等を併せ持つ地
域コミュニティ復興拠点施設
の具現についても検討してお
ります。
天山祭りについては、開始
以来50回の節目を迎えること
から、産業振興課と連携した
ライトアップ事業、阿武隈民
芸館では故心平先生と村民の
交流軌跡の企画展を開催する
こととしております。7月11
日に本祭を開催しますので、
盛夏の一時を先生への想いを
はせながらゆつたりと過ごし
ていただければと思ってお
ります。

一般質問

5名の議員が村の考えを質す



議員

井出 茂

金」を交付することを定
めた要綱が平成24年1月
に施行され、本村にも参
入を希望する企業からの
問い合わせが増えてまい
りました。これを受け同
年9月から企業誘致を進
めるため、田ノ入地区に

質

工業団地について
新たな雇用の創出を

目指して、川内村では初めて
の工業団地を造成し、平成27
年度申請の企業が平成29年度
に操業予定となっております。
そこでお伺いします。

工業団地造成完了と企業の
創業準備期間が相当短時間で
ある様に見受けられますが、
予定されている期間内にそれ
ぞれの企業が操業開始出来る
かどうかお伺いします。

答

震災後、福島県は被
災地の経済的な復興再
生のため、地域振興への貢献
が期待できる企業に対し「ふ
くしま産業復興企業立地補助

金を交付することを定
めた要綱が平成24年1月
に施行され、本村にも参
入を希望する企業からの
問い合わせが増えてまい
りました。これを受け同
年9月から企業誘致を進
めるため、田ノ入地区に
工業団地を造成する計画を策
定いたしました。同年10月
には当初2.5haの規模を想定し用
地取得の地権者説明会を行っ
ておりましたが、計画予定地
が旧警戒区域内であるため、
東京電力の損害賠償の補償金
請求手続きが終了していなか
ったことから、保留となつて
おりました。平成25年5月に
国による「津波・原子力災害
被災地域雇用創出企業立地補
助金」が創設され、進出を希
望する企業が増えたため面積
を14・9haと規模を拡大し、
平成26年1月に地権者26名に
対し同意取得の説明会を実施
いたしました。同年7月には
「福島再生加速化交付金」を活



用し、測量設計業務を委託、今年3月に完成届とともに成果品が納品となりました。この間、3回の地権者説明会を実施し、地権者26名中1名の土地登記相続ができず相続対象者48名の同意取得が困難となっておりましたが、平成27年5月12日にすべての同意が得られたことから、6月1日の「川内村復興整備協議会」に諮り、農業振興地域の除外、農地転用許可及び開発許可が了承されたところであり、今後の事務といたしましては、地権者の譲渡所得軽減のための税務署協議を現在行っており、特別控除の確定しだい地権者との土地売買契約の締結、財産取得に係る議会への議案提出を予定しております。議決をいただきたい7月中には第1期の造成工事の入札を執行し、全体といたしましては平成29年3月完成を目標に進めていきたいと考えております。

企業立地補助金を活用する企業につきましては、平成30年3月までに操業を開始しなければ補助金事業に該当しなくなることから、事業者の工場建設予定地は早めに造成を完成させ、工事期間内でも工場建設ができるよう配慮

したいと考えております。また、去る6月3日には経済産業省高木副大臣に対し、現状を説明した上で操業開始期限の延長をお願いしてきたところであり、当面は目標の完成時期を目指し進めてまいりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

質

立木賠償について

京電力と積極的かつ意欲的に交渉され、賠償金の獲得に至った事は大いに評価されることと考えます。なぜなら今の川内村の繁栄は、先人が財産として命がけで守り抜いた山林があったからです。そこでお伺いします。

分取造林契約等での構成員の滞在や安否が不明の場合の対処の仕方をお伺いします。

答

東京電力は、原発事故によって、避難指示区域及び双葉郡内村においては、長期化する避難指示等により、出荷が困難かつ商品価値の喪失による立木の財物賠償の受付を開始したことを、本年3月19日に発表した

しました。

この賠償の請求においては、共有林を含む、個人所有の立木と、分収林を分けて請求することができるようになります。個人の立木については、既に請求されている方がおると聞いております。分取造林については、部分林、家族経営林、漫用林、合わせて730件、最も古いもので、昭和27年からの造林契約があります。井出議員ご指摘のとおり、契約後、相当の年月が経過する現在、当時の代表者や構成員の方々が亡くなり、村外転出等による安否不明の件数が多数ありますことから、権利者の追跡が困難且つ相当な日数と労力を要し、中には請求まで至れないものが発生することが懸念されておりましたので、事前に東京電力と協議を重ねて来たところであります。この結果、賠償に係る手続きを迅速・合理的に進めるため、権利者の相続手続きを必要とせず、元の代表者や構成員の権利・義務を継承する者から、所定の分収林変更届に住所、氏名、捺印をいただくことで済むよう簡略化できることになりました。変更届は、代表者や構成員、契約期間を一括変更し、同一の代表者であれば、複数の契約についても一つの変更届で済むこととなります。また、各造林契約の代表者をお願いしておりますが、継承者の安否が不明などの場

合は、変更前の構成員名と同じ氏名を変更後に記載して、代表者の方が捺印することで、不明の方については保留されることとなります。

このような手続きに係る要件を整理し、去る5月17日に村内全域を対象に立木賠償に係る説明会を開催していただき、概ねご理解を得たものと認識しております。現在、分収林の変更手続きにつきましては、各行政区長が中心となって進められている所もあり、過日、第3区及び、第5行政区長が中心として、詳細の説明をしたところでもあります。他の地域におきましても、説明を希望される場合については、職員派遣により対応しております。

質

賠償問題について

昨年10月避難指示解除準備区域が解除された地域は、今年9月で賠償が打ち切られます。新聞報道などでは、今後解除が予定される地域、川内村で言えば、萩・貝の坂は平成29年度まで賠償が継続される事になります。また、旧避難指示解除準備区域についても精神的賠償が継続されるような新聞記事もあります。これだとあまりにも地域間格差と住民感情の乖離があり、分断がますます進んでくると想像されますが、行政としてどのような対策を考えているかお示しください。

5名の議員が村の考えを質す 一般質問

一般質問

5名の議員が村の考えを質す

答

平成27年5月29日、与党から復興加速に向けた第5次の提言が政府に対して提出されました。その第5次提言では、避難指示解除準備区域、居住制限区域における精神的損害賠償については、早期に避難指示を解除した場合においても、解除の時期に関わらず、事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行うよう、国が適切に指導することとし、平成30年3月まで賠償の継続を求めています。これはこれで一定の評価はできますが、議員もご懸念のとおり、原発事故によって村内の全域で損害を被っているにも関わらず、第5次提言の内容では、20キロ圏の内外で賠償の住民格差が更に拡大してしまい、住民感情もより複雑になって、20キロラインを境にしてコミュニティや住民の方々の分断が更に進むといった新たな課題が顕在化されつつあります。このため、急遽6月3日に、私と議会を代表して西山議長の二人で上京し、自由民主党東日本大震災復興加速化本部の額賀本部長、それと宮沢経済産業大臣及び竹下復興大臣、それぞれ三者に宛てた、額

賀本部長御本人と経済産業省の高木副大臣及び復興庁の熊谷統括官にお会いして、要望活動を行ってまいりました。本件要望に対して、額賀本部長は、「具体的にどのような解決策と手立てがあるかは考えさせていただきたい。」とコメントされ、また、高木副大臣からは、「20キロ圏内外の格差によって住民の方々の分断が進むとの懸念があることは、政府としても認識している。精神的損害賠償の趣旨を踏まえると、格差を賠償で手当てすることは困難であるが、20キロ圏の外側について、復興施策をこれまで以上に充実していく必要があると考えている。今後、村や村議会ともよく相談させていただき、取組を具体化させていくことで、川内村の復興を継続的に支えてまいりたい。川内村は復興のトップランナーとして頑張ってきた地域なので、復興庁や福島県ともよく相談しながら最大限考えていきたい。」とのコメントを頂戴いたしました。復興庁の熊谷統括官も同様のお考えであり、「村に裨益する対策を考えた。」との話をしておりました。村が復興するために一番大切なことは、住民と住民との信頼関係、そして住民

と行政との信頼関係であります。村としましては、今後ともあきらめないで、格差是正のために何ができるのか、議会を始め、国や県とも一緒に知恵を絞るとともに、国、県及び東電に対して粘り強く格差是正のための対策を講じよう働きかけてまいります。

質

常磐道のバス運行について
常磐道が仙台まで開通したこ

とは、浜通りの活性化にとってさらなる飛躍をもたらすのですが、福島交通、新常磐交通は、バスの運行を見合わせているのが現状です。浜通りの復興には、両交通会社のバス運行は不可欠であると考えます。行政の対応をお願いします。

答

常磐自動車道の全線開通は、村だけではなく浜通り全体の地域振興に果たす役割は大きいものと思われまます。しかしながら、通行に当たっては、原子力発電所事故から4年3ヶ月が経過してもなお被ばく線量は少なからずあるものと認識しております。実際に広野から南相馬まで通行した場合、個人線量計の実測値では平均0.23 μ Sv (マイクロシーベルト) の被ばく線量が確認されております。また、常磐道の放射線量が最も高い場所において、事故等により車外で1時間滞留



横田 安男 議員

した場合、約6 μ Sv (マイクロシーベルト) の被ばく線量となります。これは、それぞれ胸部X線検査の被ばく線量60 μ Sv (マイクロシーベルト) の約260分の1と約10分の1の被ばくをすることとなります。双方のバス会社では、乗客及び運転手の安全を優先するため、常磐道の富岡浪江間を運行しないこととしております。国、県に確認したところ、事業者の内規や労働組合等で定めたものについて、指導等はできないとのことです。村としては、両バス会社に対し県に協力を求めつつ他町村と連携して内規等の緩和を働きかけるとともに、国に対しては常磐道での事故等による乗客の滞留事案に無用な被ばくを避けるための速やかな対応が図れるよう要望してまいります。

質

賠償について
新聞報道では、避難指示解除準備区域の住民に対する精神的賠償の支払いが、平成30年3月まで延長されることとなるようです。これはこれでありがたいことであると考えます。

今更ではありませんが、除染も終わらないうちに緊急時避難準備区域が解除され、いち早く精神的賠償も打ち切られていく村民には、「切り捨て」感が漂っているように思えます。この格差について村長はどのようにお考えなのか、どのように訴えていくのかその姿勢をお伺いします。

答

私の答弁の内容は、先程の5番井出議員への答弁と基本的には同じであります。ただし、一言付け

加えさせていただくならば、そもそも緊急時避難準備区域が解除された平成23年9月の時期に、解除のタイミングと賠償が切れるタイミングとがリンクすると分かっており、旧警戒区域との賠償内容や金額に、これだけの差が生じていることが分かっていたならば、村は、緊急時避難準備区域の解除に慎重な対応をとったはずであります。残

念ながら、解除された平成23年9月時点で、旧警戒区域の補償や賠償内容は示されておりませんでした。また、旧警戒区域の解除要件については、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、除染作業の十分な進捗も考慮するとありますが、原発事故によって村内の全域で損害を被っているにも関わらず、旧緊急時避難準備区域は、除染も進まず、インフラも生活関連サービスも復旧していない中で平成23年9月に区域が解除され、平成24年8月で精神的損害賠償が打ち切られており、帰還した際の生活不便さは、これから戻る人より困窮していたと言っても過言ではありません。

賠償は、政府が避難指示を出したか出していないかというところで整理しているようでありますが、緊急時避難準備区域が解除された時の状況を踏まえると、到底納得できるものではなく、賠償の考え方の整合性が取れないのではないかと考えております。未だ、従来の生活圏であった富岡町、大熊町が壊滅状態であり、医療、学校、買い物など日常生活の不便さが一向に改善さ

れていない状況の中、村としては、今後ともあきらめないで、格差是正のため何ができるのか、議会を始め、国や県とも一緒に知恵を絞るとともに、国、県及び東電に対して、粘り強く格差是正のための対策を講じるよう働きかけてまいります。



渡邊 一夫 議員

質

指定管理している村の施設の経営状況について

村の施設で、指定管理者に管理を依頼しているかわうちの湯などの経営状況は、どのようになっているのかお尋ねします。かわうちの湯の年会員券を廃止して回数券に変更しましたが、利用者としては、年会員券のほうが使いやすいと思いますし、利用者の増にもつながりますので検討すべきであると考えますがお伺いします。

かわうち葬祭センターの式場と精進あげの会場は同じホールで行っている

ため、利用者から不便であるという意見がでています。そのような理由もあって、センターを使用しない方もあると思います。精進あげの会場を増設して利用者が使いやすくなることで、センターの使用が増えるのではないかと考えますがお伺いします。

答

指定管理している公の施設は、「かわうちの湯」「いわなの郷」

「いわなの郷体験交流館」「あれこれ市場」「たかやま倶楽部」そして「葬祭場センターふるさと」の6施設であります。順次、決算内容について、御報告させていただきます。まず、「株式会社あぶくま川内」に指定管理している川内村交流施設の「かわうちの湯」「いわなの郷」及び「いわなの郷体験交流館」の経営状況であります。平成26年度実績で収入合計8千400万円に対し、支出合計が1億2千800万円です。4千400万円の赤字計上となっております。これら赤字補てんといたしましては、東京電力の営業損害賠償金等に対応しております。収支決算の赤字の要因は、入館者が震災前に戻っていないこと、灯油燃料経費が膨らんでいることと電気料金の値上げ等であると考えており、大変厳しい現状となっておりますので、指定管理者と十分協議しながら改善策を講じてい

5名の議員が村の考えを質す

一般質問

一般質問

4名の議員が村の考えを質す

かなければならないと考えております。また、各施設の入館者数ですが、かわうちの湯が4万1千330人、いわなの郷釣魚亭が1万730人、釣り堀が6千460人、コテージが1千520人という状況であります。

次に「合同会社かわうち屋」に指定管理している「あれこれ市場」であります。平成26年度実績で収入合計5千万円に対し、支出合計が4千250万円、純利益は750万円の黒字計上となっております。次に「企業組合かわうち特産」に指定管理している「たかやま倶楽部」であります。例年9月が決算期となっておりますので、直近の中間報告となります。収入合計が330万円に対し、支出合計が190万円、純利益は140万円の黒字であります。様々な困難から震災後4年目にして再開していただき、今後も、村民や来村者の食事処として期待をしております。

次に「ふたば農業協同組合」に指定管理している「かわうち葬祭センターふるさと」であります。昨年3月オープン以来、今年5月までの利用実績は、葬儀、法事等を含めて18件の利用

となっております。収入合計110万円に対し、支出合計が130万円となっております。20万円の赤字計上となっております。

次に「かわうちの湯」の年会員券についてであります。昨年よりリニューアルを契機に、指定管理者と協議検討しながら料金体系等の見直しを行ってまいりました。見直しの背景には、昨年4月からの消費税の引き上げや木質チップボイラーが当面使用できないこと、更には現在の燃料である灯油価格の高騰などがありました。そうした見直しの中、年会員券につきましては、一般利用者との料金格差が大きき公平性を著しく欠くため廃止いたしました。例えば、年間300日温泉を利用した場合、会員の方は年会員券料2万円と1回の入浴料100円の300日で合計5万円ですが、一般の方の入浴料は1回500円ありますので年間15万円となり、10万円という大きな差が生じておりました。以上のことから、料金改正等の条例改正を行い、議会のご承認を賜り、新料金体制でこれまで運営しております。

次に、葬祭センターの利便向上に向

けては、まず、駐車場が狭小であることから今回の補正予算にて、駐車場の土地購入に係る費用及び駐車場整備のための工事請負費を計上させていただき、より利用しやすくなるような取組を行ってまいりたいと考えております。さらに、指定管理者であるふたば農業協同組合から現状報告を含めて、今後の運営計画等の協議があれば、利用者の利便性向上のために検討していかなければならぬと考えております。

質

緊急雇用事業の継続要望について

国の緊急雇用事業を受けて、食品モニタリング検査や防犯パトロールなど村の復興、村民の安心、雇用の場として、なくてはならない事業だと思っております。国はこの事業を廃止するという発表をしていますが、事業が廃止されれば、村も支障が出てきますので、国、県に要望して継続すべきであると思っております。

答

村は、当該事業を活用して食品モニタリング、見守りパトロール、公的施設的环境整備や村郡山臨時出張所の職員配置などを実施し、村民の安全、安心を守るとともに雇用の場を確保してまいりました。5月24日に開催されました知事との意見交換会

では、本村を含む多くの市町村が緊急雇用事業の継続を求め、先月末に開催された国の復興推進委員会でも知事からも強く緊急雇用事業の継続を求めました。その結果、復興大臣が、震災等対応雇用支援事業は廃止するが、復興に必要な業務や被災者支援などの事業の人員費については、全額国費で継続し形を変えて新たな予算措置により講じることを明言されました。被災地域の有効求人倍率が高止まりし、村内においても企業や復興事業関係の求人が増えるなど雇用が確保されて来ております。震災等対応雇用支援事業の趣旨は、被災者が生活の安定を図るため緊急一時的に雇用の場を創出、確保することであり、今はそうした状況ではないことからいわゆる緊急雇用事業の継続を求めることは困難であると思われま

す。しかしながら、食品モニタリングなど原発事故由来の事業は、住民の安全、安心を守るために必要不可欠な事業であり、事業の廃止は住民サービスの低下につながるから村としましては継続して実施してまいります。国が講じる新たな事業の枠組みや対象事業などまだ明らかになっておりませんが、もし現行の事業が予算措置されないような場合、事業が必ず実施できるように予算を確保するため国や県に速やかに要望を行ってまいります。

質

精神的損害賠償の住人格差について

国は、20キロメートル圏内の帰還困難区域以外の区域は、精神的損害賠償を解除時期にかかわらず、平成30年3月まで支払うとする方向で検討しているという報道がありました。20キロメートル圏外の村民との格差が広がる一方ですが、村としては、この格差をどう考えているのかお伺いします。

答

賠償格差の拡大は、住民同士が分断されてしまい、復興に一番大切な住民と住民との信頼関係、住民と行政との信頼関係が損なわれてしまうと危惧しております。このため、村では、賠償の格差是正、帰還促進、生活支援という三つの目的を達成するために、村の財源を使って、昨年から20キロ圏外の村民を対象に、一人につき10万円の地域振興券を発行いたしました。このように、格差是正のために、個人に裨益するような仕組みも必要ではないかと考えておりますが、村としては、今後ともあきらめないで、格差是正のために何ができるのか、議会を始め、国や福島県とも一緒に知恵を絞るとともに、国、福島県及び東電に対して、粘り強く格差是正のための対策を講じるよう働きかけてまいります。

質

除染廃棄物の搬出時期について
仮置き場の除染廃棄物は、3

年で搬出するという住民との約束でありましたが、中間貯蔵施設が遅れている理由で延長しなくてはならないことになっております。村は、住民との約束をどう考えているのか、約束期限が過ぎた仮置き場とこれから3年になる仮置き場をどのようにされるのかお伺いします。

答

これについては、平成26年第2回定例会と平成27年第1回定例会の折に、同じ内容のご質問をいただいております。基本的にはこれまでお答えしたとおりであります。その後の中間貯蔵施設の用地取得について、環境省によれば地権者との契約実績はあるものの、依然として用地の確保には難航している状況とこのことでもあります。このため、今後も引き続き、国には早急な施設の整備を要請してまいりる所存であります。また、先程、行政報告させていただいたように除染廃棄物のパレット輸送が8日から開始され、本村の仮置き場からは1カ月程度の期間で1,600m³の除染廃棄物が運び出される予定となっておりますが、全体量からすると極微量の搬出となっている現状であります。村民との約束についてであります。平成23年10月に当時

の政府から「各自治体の仮置き場への本格搬入開始から3年程度を目途に中間貯蔵施設の供用開始をしたい。」との発表を受け、住民の皆様には、3年後には搬出を開始するとの前提で仮置き場としての使用をご了解いただいたものであります。中間貯蔵施設が整備されない以上、搬出は困難であることから、今年1月25日に村民全体を対象に「仮



佐久間武雄 議員

質

田ノ入工業団地整備事業について
今年度は震災原発事故後、国が集中復興期間を5年と定めた最終年度になります。今年度村の1番の事業となります工業団地の整備について現状がどのようになっているか伺います。また、予てから進出企業の説明はありましたが、その後の進出企業は変わっていないかお伺いします。

答

これまでの経過及び現状につきまして、5番井出議員の質問

置場に関する説明会」を開催しましたが、環境省から仮置き場の保管継続のお願いがありましたことは、議員も御承知のことと存じます。村としても、仮置き場の安全確保に傾注し、モニタリング等による監視体制を強化し、村民の皆様には、今後も誠心誠意ご説明差し上げ、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

の際、ご説明させていただいたとおりでございますので、ご了承願います。続きまして、企業進出の状況でありませんが、現在、国の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」により、進出予定企業は11社ありまして、うち既に操業開始された企業は議員もご承知のとおり、「株式会社 四季工房」「コードモエナジー株式会社」「株式会社 菊池製作所」の3社であります。工業団地への参入希望企業は、「株式会社 ダルマフーズ」「株式会社 リセラ」「エコボンド環境工学リサーチ株式会社」「関西電子株式会社」そして共同申請している「株式会社竹内技術研究所」と「株式会社 モリタ」の5社となっております。残りの3社であります。また、「さつき株式会社」と共同申請している「ケミカル川内株式会社」、「テクノ川内株式会社」は、民間の土

一般質問

5名の議員が村の考えを質す

地所有者と調整中であり、「兵庫環境エコアクションポイント協会」は旧川内第三小学校の体育館を予定している現状であります。

質

帰村者支援報償について

昨年当初、完全帰村者に対して1人10万円分の振興券の交付を決定し、村長の帰村を促す強い気持が伝わりました。しかし、スタート早々に村側から、3日から4日村に戻っている村民にも交付要請があり、変更となり大変残念な気持ちになりました。今更と思いますが、村長の真意を伺いたい。また、振興券の交付状況と完全帰村者はどの様になっているかお伺いします。

答

避難者の帰還帰村の加速とともに定住人口の増加を図り、併せて生活支援を行い地域の活性化、さらに賠償格差是正を目的に支給しているものであります。当初、対象者を完全帰村者としておりましたが、平成26年3月議会において実施に当たっては、週に3、4日の帰村者や、更に学校等の関係で村外のアパート等に同居している方も支給を可能として取り組

んだもので、帰村者等としての考え方については、日常的に本村に戻って生活している方は帰村者として支給の対象に含めて、申請者本人の意思に基づいて宣誓していただき、その意思を十分に尊重したものであります。

この地域振興券の申請支給実績は、6月1日現在、申請件数が829件あり、支給決定者数は、1,649人となっております。家族など複数での申請もありましたことから、申請件数と支給決定者数に違いがあります。このうち、実際に住民が使用して、商店などから役場で換金された金額は1億2,563万円で、換金率は76・19%となっておりませんが、これは、1年間の有効期限があり、まだ全額を使い切っていないためと思われまます。

この事業は、平成26年度から今年度までの2年間でありますので、帰村者でまだ申請されていない方には、申請していただき有効に使用されますよう期待しております。



井出 剛弘 議員

質

阿武隈高原中部県立自然公園(高塚山)について

自然豊かな高塚山の山ツツジは、昭和60年6月ふくしま緑の百景に選定され、以来、県内外から多くの観光者が訪れるようになり、村の観光の場所でありました。

原発事故後、村では入山自粛を促しているという聞いて、村の今後の見通しをお伺いします。

答

震災以前の高塚山は、サラサドウダンの群生が名勝であり、

花が咲く今頃は可憐な花とその全体美しい風景を展望するためハイカーで賑わっており、また、夏には家族や友人とのキャンプ利用のため県外から多くの方が来村されておりましたが、原発事故後は放射能に対する不安からめっきり入山者が減っている状況にあります。

村としましては、昨年、高塚山管理

棟の敷地内と遊歩道の除染作業を実施し、水源の沢水については、これまで2回ほど水質モニタリングを行い、いずれの検査においてもセシウムの検出はありませんでしたので、利用者に対して、特に入山制限はしていない現状にあります。ただ、現在、管理棟へ電気を供給する風力発電施設が強風により風車が壊れたためトイレ等が使用できないことから、震災前行っていた「ドウダン祭り」は実施しておりません。今後につきましては、自家発電施設の改修を行うとともに給水用の井戸掘りを実施するなど施設を整備しながら、震災以前のような活気あるイベントを展開して、誘客を促してまいりたいと考えております。



質

原発事故の精神的損害賠償について

自民党復興加速化本部は、第5次提言で川内・都路について、平成30年3月まで精神的賠償を延長する案で政府に対応を求める方針と報道がございま

一般質問

5名の議員が村の考えを質す

た。旧緊急時避難準備区域の方は、解除により、精神的損害賠償打ち切りに不満を持ったと聞いておりました。

国県は、村内の事情をよく把握して対応して頂きたい。公平公正に一本化した賠償が必要であり理想と考えますが、村長の考えをお伺いします。

答 今般の与党提言を受け、20キロ圏内外の格差によって、住民の方々の分断が更に進むとの懸念があることは、私としても十分に承知しております。しかしながら、今となつては、旧緊急時避難準備区域について、賠償指針によつて統一見解を求めるのは難しいものと思われまふ。ただし、村としましては、今後ともあきらめないで、格差是正のために何ができるのか、議会を始め、国や県とも一緒に知恵を絞るとともに、議員の皆様にも、賠償の公平感を醸成するための具体的な方策やお考えがあれば、是非、お聞かせ願いたいと存じます。なお、国、県及び東電に対しては、今後も引き続き、粘り強く格差是正のための対策を講じるよう働きかけてまいります。

平成27年 第3回臨時会
5月25日開催

26年度補正予算・ 条例改正・契約締結承認など 5議案が可決成立

平成27年第3回議会臨時会は、5月25日開催された。今臨時会では、専決処分議案3件・条例改正議案1件、契約締結承認議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。

可決された主な議案

- ◆専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度川内村一般会計補正予算(第11号))
- ◆専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第5号))
- ◆専決処分の承認を求めることについて
(川内村税条例の一部を改正する条例)
- ◆川内村村営住宅条例の一部を改正する条例
- ◆工事請負契約の締結について
(第7号川内村複合商業施設新築工事)

川内村議会が宮城・岩手の海岸被災地の復興状況を視察

陸前高田市 土砂運搬ベルトコンベア「希望の架け橋」



陸前高田市 旧道の駅「高田松原」前で
陸前高田市観光物産協会の職員からの説明



住田町役場町民ホール

◎ 視察状況

川内村議会では、去る6月16日から18日まで、東日本大震災から4年が過ぎた宮城・岩手両県沿岸部の被災状況や復興状況等について行政視察を行いました。石巻市、女川町、気仙沼市、陸前高田市、大船渡市、田老町において、実際に悲惨な経験をされた方々に直接話を聴き、当時の状況や震災から町の復興をどのような経緯をたどられたかを教示いただきました。これを踏まえ本村においての地震や大雨に対しての防災意識をより一層高めることが必要であることを再確認しました。また、昨年9月に完成した岩手県住田町の木造役場庁舎の視察を併せて行ないました。住田町は、人口6,000人、町の面積の90%が山林で農業と豊富な森林資源を生かした木材加工業が基盤産業で、本村とまったく同じ環境の町です。本村役場庁舎も昭和44年に建設されてから46年が経過しているための視察でした。

請願書の書き方



① 表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印

② 次頁から件名、請願の趣旨(理由)

請願年月日
請願者の住所氏名(請願者は複数でも可) 捺印

③ 最後に、議会議長○○○様と記載する

以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。